

# 周南市ブルーカーボン推進事業 業務委託仕様書

## 1. 業務名

周南市ブルーカーボン推進事業業務委託

## 2. 業務実施の背景

国土交通省では、脱炭素社会の実現に向けて、国際物流の結節点・産業拠点となる港湾において、「カーボンニュートラルポート（以下「CNP」という。）」の形成に取り組み、徳山下松港でも令和3年2月よりCNP形成に向けた検討が進められている。

また、CNP形成の一環として、CO<sub>2</sub>吸収源であるブルーカーボンを活用した港湾・沿岸域における環境価値の創出に関する検討を進められており、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、藻場・干潟等を対象としたカーボン・オフセット制度の検討を行うことが掲げられている。

こうした中、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合（以下「JBE」という。）は、国土交通省と連携して、ブルーカーボン生態系のCO<sub>2</sub>吸収量を対象としたカーボン・オフセット制度の試行に取り組み、周南市においても、令和3年度は、山口県漁業協同組合周南統括支店（以下「漁協」という。）、大島干潟を育てる会<sup>※1</sup>（以下「育てる会」という。）と共同で、大島干潟<sup>※2</sup>での保全活動で創出されたCO<sub>2</sub>吸収量についてJブルークレジット認証申請を行い、第三者委員会による認証を経て、地元企業をはじめ14団体とクレジット取引を行ったところである。

こうした国等の動向や本市の状況を踏まえ、大島干潟をはじめ徳山下松港におけるブルーカーボン生態系について調査研究を進め、保全活動を通じて豊かな海を守るとともに最大限のコベネフィット効果を引き出し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて環境と調和のとれた持続可能なブルーエコノミーを推進するため「周南市ブルーカーボン推進事業」に取り組むこととした。

### （※1）大島干潟を育てる会

大島干潟の特色を生かした干潟保全の調査・研究等を行うとともに、会員相互の交流及び連携により、自主的・主体的な地域づくりを地域の活性化につなげることを目的に平成29年11月に地元住民7名と漁業者6名で設立された団体

### （※2）大島干潟

国土交通省中国地方整備局は、徳山下松港・新南陽地区の航路・泊地の整備に伴い発生した浚渫土の有効活用により干潟の再生を図るため、平成15年度から29年度にかけて約29ヘクタールの干潟造成を行った。その後、平成30年3月に国から周南市に移管された。

## 3. 業務の目的

前項「2. 業務実施の背景」で記載したとおり、本業務は、大島干潟をはじめ徳山下松港におけるブルーカーボン生態系について調査研究を進め、保全活動を通じて豊かな海を守るとともに最大限のコベネフィット効果を引き出し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて環境と調和のとれた持続可能なブルーエコノミーを推進することを目的とする。

特に、令和4年度においては、大島干潟をブルーカーボン推進の拠点と位置づけ、大島干潟におけるブルーカーボン創出・拡大に向けたアマモ等の増殖について調査（現地指導含む）を行うとともにJBEが実施するJブルークレジット発行に向けた申請を支援する。また、大島干潟だけでなく、徳山下松港の他地域におけるブルーカーボン創出を目的とした適地調査・選定を行うとともに、ブルーカーボン推進拠点である大島干潟を含む徳山下松港の持続可能なブルーエコノミー基本構想策定に向けた基本方針や目標の設定を行うことを目的とする。

#### 4. 適用範囲

本仕様書は、周南市が発注する「周南市ブルーカーボン推進事業業務委託」に適用するものとする。

#### 5. 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

#### 6. 履行場所

周南市内

#### 7. 業務の内容

本業務は、次に定める内容、並びにこれらに付随する一式を業務内容とする。

##### (1) 大島干潟のブルーカーボン創出・拡大

###### ①ブルーカーボン創出及び干潟利活用の視点からの大島干潟ゾーニング

ア) 令和3年度のJブルークレジット認証を申請した面積には、育てる会がアサリや牡蠣などの増養殖活動に取り組んでいるゾーンとアマモ等の海藻類の繁茂に適したゾーンが混在していた。このことを改善するため、ブルーカーボン創出及び干潟利活用の視点から大島干潟のゾーニング計画を作成するとともに、育てる会が、アマモ等藻場の保全活動とアサリと牡蠣などの増養殖活動のいずれも効果的・効率的に実施できるよう指導、助言を行うこと。

イ) 新たな経済価値や地元の賑わい創出などにつながるような、大島干潟の利活用策やメニューを考案して示すこと。この検討には(1)①ア)のゾーニングによって増養殖活動から除外するゾーンも含む。

###### ②令和4年度Jブルークレジット認証申請支援

ア) 令和4年度のJブルークレジット認証申請に関する情報提供を適時行うとともに、認証申請に必要なCO<sub>2</sub>吸収量算定など技術的な支援を行うこと。

イ) 認証申請に必要な書類の作成支援を行うこと。

###### ③ブルーカーボン拡大に関する情報収集及び現地指導

令和3年度Jブルークレジット認証量を基本とするが、ブルーカーボン生態系の保全及び拡大につながる取り組みについて情報提供すること。また、必要に応じて現地で指導助言すること。

##### (2) 徳山下松港内の他地域のブルーカーボン創出

###### ①藻場・干潟の適地選定

各種文献や公開されたデータ、現地調査などにより、ブルーカーボン創出の適地を選定すること。選定にあたっては、その根拠を提示すること。

###### ②徳山下松港の持続可能なブルーエコノミー基本構想策定に向けた基本方針や目標の設定

大島干潟を含む徳山下松港の現況を踏まえ、今後の可能性や課題を整理した上で持続可能なブルーエコノミー基本構想策定に向けた基本方針や目標を設定すること。

##### (3) その他提案事業

上記(1)(2)に示すほか、ブルーカーボンを始めとするブルーエコノミーや地域振興、産業振興につながるような事業者からの提案があれば認める。

#### 8. 実施上の留意点

(1) 市担当者と綿密な打ち合わせを行いながら事業を進めること。

(2) 本業務協力者等の個人情報の適切な収集及び管理を行うこと。

(3) 本業務遂行の体制は、十分な経験と知識を有した者で構成すること。また、漁協、育てる会、市との綿密な連携が必要であるため、3者との連絡体制の構築や必要な人員配置などを講じること。

(4) 市に対して適宜進捗状況等を報告し、その際には、市側の担当者の指示に従うこと。

(5) 業務実施状況について、適宜、報告書を作成し、市に提出するとともに、委託期間終了後、速やかに業務の成果及び本業務の実施に要した経費等について実績報告等を市に提出すること。

(6) 受託者が本仕様書の規定に反した場合、業務委託料の一部又は全部を市に返還しなければならない。

- (7)受託者は、本事業に関する関係書類一式を事業終了後10年間保存しなければならない。
- (8)本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により業務を進めるものとする。

## 9. 成果品

- |                |            |    |
|----------------|------------|----|
| (1) 報告書<電子データ> | CD-R等の電子媒体 | 1部 |
| (2) 報告書<紙媒体>   | A4カラー      | 5部 |

## 10. 成果品の納入

- (1) 納入期限：令和5年3月31日まで
- (2) 納入場所：周南市 産業振興部 水産課

## 11. 支払い条件等

契約金額の支払い方法は一括払いとする。完了届出を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 12. 著作権等

- (1) 本業務に係る全ての著作権、著作権の諸権利は、完成と同時に市に帰属するものとし、受託者は著作者人格権等を行使しないものとする。
- (2) 受託者は、第三者から、本業務の成果品に関し、権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

## 13. 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。